

学長選考委員会規程

(学長予定者の資格)

第1条 学長予定者の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ大学運営に関し識見を有する者のうちから行う。

(選考の時期)

第2条 学長予定者の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

(学長の任期)

第3条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。

(選考の機関)

第4条 学長は理事長の推薦により、理事会によって決定される。

(学長選考委員会の設置と組織)

第5条 大学経営会議の諮問機関として学長選考委員会を置く。

- 2 学長選考委員会は、大学経営会議の諮問を受け学長の選考・解任について審議し、理事長に答申を行う。
- 3 学長選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 理事・評議員の中から指名されたもの3名。
 - (2) 教授会構成員の中から選出された者2名。
- 4 学長選考委員会の議長は、大学経営会議議長が指名する。
- 5 第3項(1)の者は大学経営会議議長が指名する。
- 6 第3項(2)の者は学部長等会議において決定する。
- 7 学長は学長選考委員会の構成員となることはできない。

附 則 この規程は、平成17年4月1日より施行する。
この規程は、平成18年5月10日より施行する。
この規程は、平成30年4月1日より施行する。